

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-2	社会的弱者に対する虐待防止のための指針	第 1.1 版	2024 年 9 月 1 日

社会的弱者に対する虐待防止のための指針

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-2	社会的弱者に対する虐待防止のための指針	第 1.1 版	2024 年 9 月 1 日

目次

(1) 目的	1
(2) 適用される法規制	1
(3) 適用範囲	2
(4) 虐待の定義	2
(5) 推進体制	3
5-1) 虐待防止検討委員会の設置	3
5-2) 意思決定体制	3
(6) 教育訓練	3
(7) 虐待発生時の対応	3
(8) 虐待が発生した場合の相談・報告体制	4
(9) 成年後見制度の利用支援	4
(10) 虐待に係る苦情解決方法に関する事項	4
(11) 社会的弱者に対する虐待防止のための指針の閲覧	4
(12) 社会的弱者に対する虐待防止のための指針の見直し	4
(13) 社会的弱者に対する虐待防止のための指針の施行・適用時期	4

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-2	社会的弱者に対する虐待防止のための指針	第 1.1 版	2024 年 9 月 1 日

(1) 目的

「社会的弱者に対する虐待防止のための指針」（以下、「本計指針」という。）は、高齢者、障害者または児童（以下、「社会的弱者」という。）の人権の擁護、虐待の防止等のため、社会的弱者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、ケアーズ訪問看護リハビリステーションさかど（以下、「当事業所」という。）のすべての従業員がこれを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めることを目的に策定する。

(2) 適用される法規制

- ① 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）
- ② 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）
- ③ 「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）
- ④ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）

（虐待の防止）

第 37 条の 2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第 68 条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第 70 条第 1 項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 五 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。
- 六 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 七 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-2	社会的弱者に対する虐待防止のための指針	第 1.1 版	2024 年 9 月 1 日

(3) 適用範囲

本指針は、利用者あるいはその家族に対する虐待を防ぎ、保護するために必要な措置や支援について適用する。

(4) 虐待の定義

虐待の類型を次に示す。

① 身体的虐待

社会的弱者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えることや外部との接触を意図的に断つことなどが該当する。

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

著しい減食、長時間の放置、養護者または保護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ることを指す。意図的か結果的かは問わず、社会的弱者の生活環境や身体・精神的な状態を悪化させる行為が該当する。

③ 心理的虐待

暴言を吐いたり、著しく拒絶的な対応をしたりすることで社会的弱者に心理的外傷を与える言動を指す。

④ 性的虐待

社会的弱者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

養護者や親族が社会的弱者（児童を除く）の財産を不当に処分、あるいは社会的弱者から不当に財産上の利益を得たりすること。

また、虐待の程度を表 1. に示す。

表 1. 虐待の程度

当事者に自覚がない場合も含めて、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態で、専門職による介入が必要な状態	緊急事態	社会的弱者の生命に関わるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある
	要介入	放置しておくとなら社会的弱者の心身の状況に重大な影響を生じるか、そうなる可能性が高い状態。当事者の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要である
虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態。放置すると深刻化することもあるため本人や家族の支援、介護サービスの見直し等を図る必要がある	要見守り・支援	社会的弱者の心身への影響は部分的であるか顕在化していない状態。介護の知識不足や介護負担が増加しているなどにより不適切なケアになっている、あるいは長年の生活習慣の中で生じた言動などが虐待に繋がりとつあると思われる場合などがある

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-2	社会的弱者に対する虐待防止のための指針	第 1.1 版	2024 年 9 月 1 日

(5) 推進体制

5-1) 虐待防止検討委員会の設置

当事業所の設置主体である株式会社メディカルタスクフォース 代表取締役は、社会的弱者に対する虐待の防止または早期発見における組織的対応を図ることを目的に「別紙 1. 虐待防止検討委員会設置の記録」により当事業所に虐待防止検討委員会（以下、「本委員会」という。）を設置する。

また、代表取締役を本委員会委員長に選任し、委員長は「別紙 2. 虐待防止検討委員会委員任命書（兼指名記録）」により本委員会の委員を任命し、その役割と責務を明示する。

5-2) 意思決定体制

意思決定のための主幹部門を虐待防止検討委員会とする。

本委員会は、年 1 回開催する。また、虐待事案が発生した場合、本委員会を適宜開催する。本委員会の審議事項を次に示す。

- ① 虐待防止のための指針の整備に関する事項
- ② 虐待防止のための従業員の研修内容に関する事項
- ③ 虐待事案について従業員が相談・報告できる体制の整備に関する事項
- ④ 虐待事案が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果に関する事項
- ⑤ 審議された内容を従業員に周知徹底させるとともに虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講ずる

(6) 教育訓練

- ① 虐待の防止における基礎的内容の知識を普及、啓発するとともに本指針に基づき虐待の防止の徹底を図ることを目的として従業員に対する虐待防止のための教育訓練（研修）を実施する。
- ② 本指針に基づく教育訓練（研修）は、年間 1 回以上の頻度で実施する継続教育訓練並びに新規採用の従業員に対する導入教育訓練で実施する。
また、教育訓練（研修）は別に定める「教育訓練に関する標準業務手順書」に則り、当該教育訓練（研修）の実施計画、実施記録及び受講者による受講報告書を残す。

(7) 虐待発生時の対応

- ① 虐待事案が発生した場合、従業員は利用者の居住する自治体に対して速やかに通報するとともにその直接的原因の除去に努める。
客観的な事実確認の結果、虐待の当事者が当ステーションの従業員であることが判明した場合には、これを厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い虐待事案の場合、当該自治体あるいは所轄の警察の協力による利用者の権利と生命の保全を優先する。

虐待事案が坂戸市内で発生した場合の連絡先を次に例示する。

坂戸市役所（049-283-1331）

高齢者虐待：高齢者福祉課（内線 436）

障害者虐待：障害者福祉課（内線 405）

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-2	社会的弱者に対する虐待防止のための指針	第 1.1 版	2024 年 9 月 1 日

児 童 虐 待：子育て支援課（内線 482）

(8) 虐待が発生した場合の相談・報告体制

- ① 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても利用者またはその家族の様子の変化を迅速に察知し、これを確認するとともに管理者に対して速やかに報告する。
- ② 虐待あるいは虐待が疑われる事案を発見した場合、発見者は管理者並びに利用者の居住する自治体に第一報として通報する。
管理者は、当該家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査及び再発防止策を速やかに行う旨を伝える。
- ③ 管理者は、本委員会で検討した当該虐待の実態、経緯、背景及び再発防止策を家族と自治体に報告する。

(9) 成年後見制度の利用支援

利用者に家族がない、または家族の支援が著しく乏しい利用者の権利・擁護を図ることを目的として、親族、当該自治体あるいは地域包括支援センターと連携し、必要に応じて成年後見制度が利用できるよう支援する。

(10) 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が発生した場合、誠意をもって対応するとともに利用者の居住する自治体でも苦情を受け付けている旨を家族等に伝える。

(11) 社会的弱者に対する虐待防止のための指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも当事業所内で閲覧できるようにする。
また、本指針を当事業所のホームページに掲載し、利用者並びにその家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(12) 社会的弱者に対する虐待防止のための指針の見直し

本指針の改訂は、従業者による合議を経て、代表取締役がこれを決定する。原則として、年 1 回の見直しを行うほか、当局の通知あるいは指導等により必要と認められる場合には、その都度改訂を行う。尚、改訂版には、作成年月日、承認年月日、施行年月日及び改訂版番号を記すと同時に、その改訂履歴を付す。

(13) 社会的弱者に対する虐待防止のための指針の施行・適用時期

本指針第 1.0 版（2022 年 8 月 29 日承認、2022 年 9 月 1 日施行）を 2024 年 9 月 1 日付で改訂し、本指針第 1.1 版とする。
本指針第 1.1 版は、2024 年 9 月 1 日から施行し、同日から適用する。